

## 竹の塚北保育園 重要事項説明書

このしおりは、これからの園生活に関わる重要なことが書かれています。在園中は大切に保管して下さい。尚、内容に変更がある場合は速やかに変更内容をお知らせ致します。

### 1 施設運営者

名 称	社会福祉法人三樹会
所 在 地	さいたま市南区鹿手袋 4-17-22
電 話 番 号	048 - 829 - 7750

### 2 施設の目的及び運営の方針

施 設 の 目 的	児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行う。
運 営 方 針	1.やさしく思いやりのある子 2.考える子 3.元気いっぱい遊べる子 の三原則を柱とし、個々の発達や年齢に応じた保育を行うよう心がけ、子どもたちの主体性・自主性を育てるため、異年齢児保育を取り入れ、健康で活動的な明るい子どもたちを育成します。そして、保護者が安心して子どもを預けることの出来る保育園、子どもが喜んで登園する保育園、保育者も楽しんで保育にあたる保育園を目指します。

### 3 提供する保育の内容

#### ●保育園の概要

名 称	足立区立竹の塚北保育園
所 在 地	足立区竹の塚 6-18-2
電 話 番 号	03-3884-5900
開 設 年 月 日	昭和 44 年 10 月 1 日 (指定管理者として管理運営開始平成 28 年 4 月 1 日)
取扱う保育事業の種類	延長保育、産休明け保育(生後 57 日目から)、年末保育(12 月 29 日及び 30 日)、発達支援児保育、乳幼児すこやか相談
建 物 概 要	鉄筋コンクリート造 9 階建の 1 階保育所部分 建物 958.16 m <sup>2</sup> 総面積 2169.33 m <sup>2</sup>

#### 4 職員の職種、員数及び職務の内容 1

※年度により、員数に変更があります。

職 種	員 数	職 務 の 内 容
施 設 長	1 人	保育園の運営管理全般と、職員の指揮監督
主 任 保 育 士	1 人	保育士間の業務調整、保育向上のための技術指導、指導計画・特別行事計画などの作成
副 主 任 保 育 士	2 人	主任保育士不在時の保育士間の業務調整、保育向上のための技術指導、指導計画・特別行事計画などの作成
保 育 士	15 人	入園児の保育業務と連絡調整、遊具の安全点検、園内環境整備
看 護 師	1 人	入園児の保健衛生業務、保育室の衛生管理、入園児および職員の健康管理業務、保育業務
事 務	1 人	保育園の運営管理に必要な事務処理、契約事項、経理事務及び園内諸業務
栄 養 士	2 人	献立作成、アレルギー食品対策、食育、給食調理業務、給食室の安全・衛生管理、炊具食器の整備保管管理
調 理 員	2 人	給食調理業務、給食室の安全・衛生管理、炊具食器の整備保管
嘱 託 医	2 人	入園児の健康診断、入園児ならびに職員の健康相談、園舎の衛生管理に関する助言指導（内科・歯科）

#### 5 保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日

開 所 日	月曜日から土曜日まで	
開 園 時 間 (月～金)	標 準 時 間	7 時 30 分から 18 時 30 分まで
		延長保育は ・ 7 時 00 分から 7 時 30 分まで ・ 18 時 30 分から 20 時 30 分まで
	短 時 間	8 時 30 分から 16 時 30 分まで
		延長保育は ・ 7 時 00 分から 8 時 30 分、 ・ 16 時 30 分から 20 時 30 分まで
休 園 日	日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日まで）	

#### 6 利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及び金額

保育料はお住まいの各自治体が決定します。

保育料は原則として毎月口座振替となっています。保育料が未払の場合、滞納処分(給与等の差し押さえ)を受けることがあります。必ず納期限内に納めてください。

※ 延長料金については 18 ページ参照

## 7 小学校入学前子どもの区分ごとの利用定員

年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
組 名	さくらんぼ	いちご	みかん	れもん	ぶどう	めろん	
定 員	6人	15人	24人	24人	24人	24人	117人

## 8 施設の利用の開始及び終了に関する事項・利用に当たっての留意事項

事 項	内 容
利用開始について	区が行う利用調整による
利用終了について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2号、3号認定に該当しなくなったとき（卒園を含む）</li> <li>・保護者から退園の申出があったとき</li> <li>・利用継続が不可能であると区が認めたとき</li> <li>・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき</li> </ul>
欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合または登園が遅れる場合は、その日の9時までにご連絡ください。（コドモン又は電話）
お迎えが遅れる場合	18時30分以降のお迎えになる場合は、原則としてスポットの延長保育扱いとなります。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態などの確認を行い、コドモンに入力してください。
感染症について	厚生労働省「保育園における感染症対策ガイドライン」に沿って予防や対応を行います。 ※「登園許可書」30・31ページ参照
発熱のある場合	朝の体温が37.5℃以上の場合はお預かりできません。
投薬について	医療行為に当たる為、原則として行いません。 ※「薬について」29ページ参照
延長保育が必要な場合	当日の延長保育の申込み、及びキャンセルは、18:00まで(夕食希望の場合14:00まで) お願いします。

## 9 緊急時等における対応方法

- (1) 保育実施中に、容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承ください。

医 療 機 関 ( 囑 託 医 )	(小児科) 和田小児科医院 和田紀之 医師
	所在地：足立区西保木間2-15-23 電 話：03-3884-2301
消 防 署 ( 救 急 )	管轄消防署名 足立消防署淵江出張所 所持地：足立区竹の塚7丁目1-18
警 察 署	管轄警察署名 竹の塚警察署 所在地：足立区保木間1丁目16-4

## 10 非常災害対策

消 防 計 画 作 成 ( 変 更 ) 届 出 書	足立消防署淵江出張所 令和5年4月1日届出済 防火管理者 氏名
避 難 訓 練	火災及び地震等を想定した避難訓練(月1回)を実施します。
防 災 設 備	自動火災報知機・ガス漏れ報知機・非常警報装置・非常用電源・誘導 灯・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理
避 難 場 所	足立区立淵江小学校

### (1) 災害時連絡方法

- ◇ コドモン
- ◇ 災害伝言ダイヤル(園の固定又は携帯電話使用)

### (2) 緊急時の保育について

- ◇ 園内での保育の場合は担任、責任者を含む複数の保育士にてお迎えまで保育を行います。
- ◇ 園外での避難の場合は担当保育士複数名、責任者にてお迎えまで保育を行います。
- ◇ 給食が提供できない場合は、簡易給食(パンと牛乳など)やお弁当持参をお願いすることもあります。

### (3) 緊急時の引き取りについて

- ・災害時は、すみやかにお子さんをご家庭にお返しすることになります。日ごろからご家庭での役割分担など、非常時について話し合っておいて下さい。
- ・避難時は避難場所を園に掲示します。電話が通じないことも予想されますので、テレビ、広報車、サイレン等で情報を得ましたら、すぐに迎えに来てください。
- ・大規模地震発生時にはNTTの「災害伝言ダイヤル」番号「171」を利用します。



## 災害や不審者への備え

災害や事故の発生に備え設備を整えるとともに、定期的な避難訓練や不審者の侵入防止などの訓練を行っています。

また、水害（河川の氾濫・道路冠水・浸水等）・土砂災害等地域の実情を把握し災害に円滑に対処できるよう「水防非常対策計画」を策定しています。

緊急時の安全確保のため、防犯・防災用品を常備し、いつでも使えるようにしています。

また、日頃から職員の役割を明確にし、関係機関とも連絡をとっています。

- 警察への緊急システム（学校110番）・防犯カメラ・AED等を設置し、安全が確保できるような体制を整えています。
- 随時、事故情報、不審者情報、感染症情報等をお知らせし、安全管理に努めています。
- 不測の事態に備えて、消防署、警察署の指導を受け、定期的に避難訓練（地震、火災、水害）、不審者対応訓練などを行っています。
- 非常持ち出し袋を用意し、救急用品や情報を受けるラジオなどを備えています。
- 大きな災害、事故があった時は、子どもの精神的なフォローを心理士と一緒にいきます。
- 食物アレルギー児への対応（災害食の提供など）

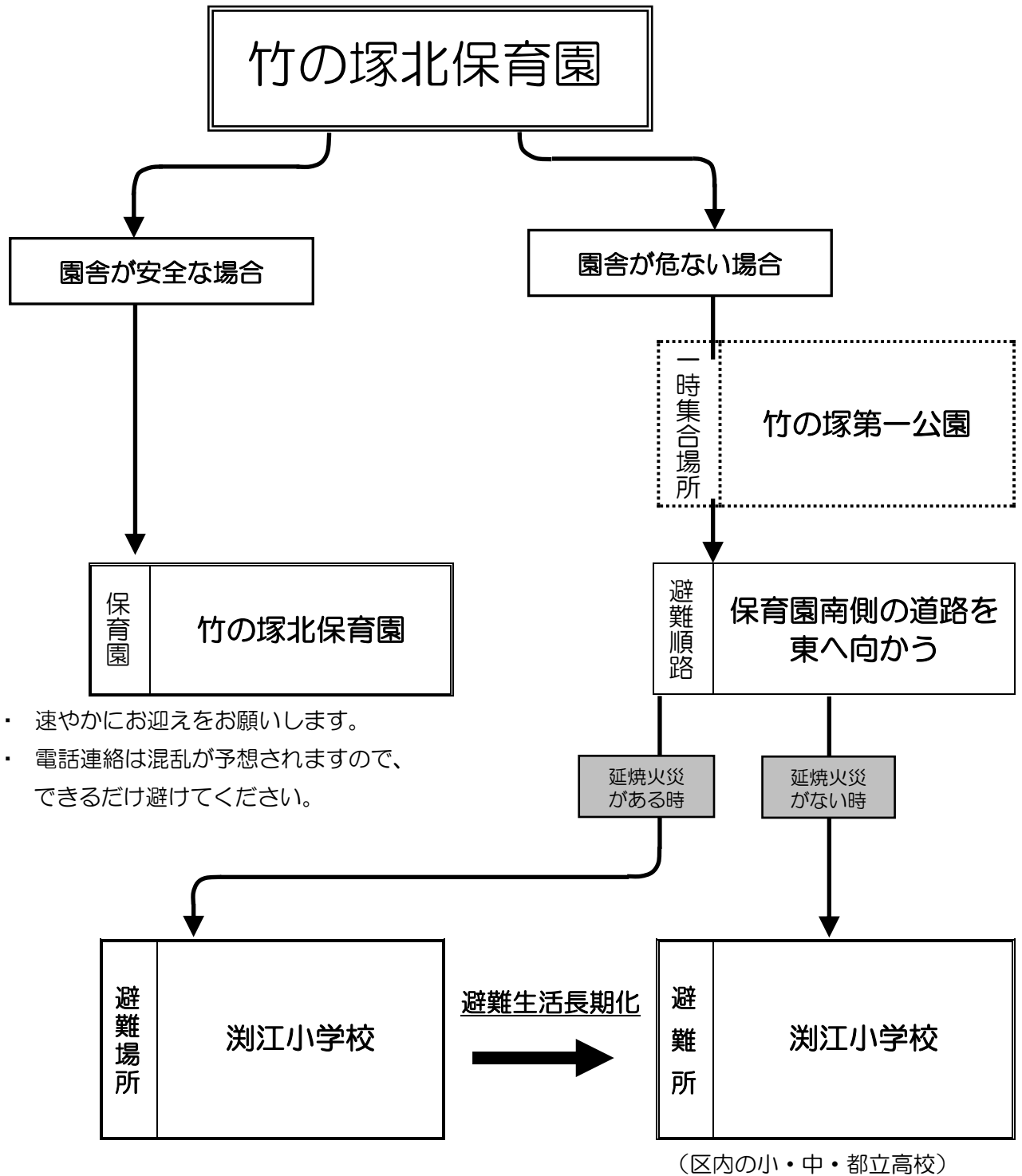
保育園では防災対策に万全を期しておりますが、保護者の方も、お子さんの生命を守るため、以下のご協力をお願いします。

- ・ 園で行う避難訓練に積極的に参加する。
- ・ 園の定めた避難経路、避難場所をよく覚えておく。
- ・ 緊急時の連絡先を園に届けておく。
- ・ 緊急時のお迎え者を決めておく。

## 【地震の時の対応】

震度5弱以上	○ <u>保護者ご自身の安全を確認された上で</u> 、園への速やかなお迎えをお願いします。 ○建物の破損等、避難勧告または指示がない限り、お迎えまで園で保護します。 ○お子さんを引き取る時は、保育者に申し出てください。
震度4以下	○平常どおり保育を行います。

—竹の塚保育園が避難するとき—



- ・ 速やかにお迎えをお願いします。
- ・ 電話連絡は混乱が予想されますので、できるだけ避けてください。

速やかにお迎えをお願いします。

- ・ 電話連絡は混乱が予想されますので、できるだけ避けてください。
- ・ 園の門で避難先等を確認してから行動しましょう。
- ・ 避難順路を追って子どもの引き取りに向かってください。
- ・ 夜になっても引き取りのないお子さんの安全を確保するため、応急保育を行います。
- ・ 火災発生時は延焼のない方向へ避難するので、この避難経路をとらない場合もあります。
- ・ 近隣や併設の建物が火災にあった場合は、避難する場合があります。

## 【水害の恐れがある時の対応】

### 足立区タイムライン

ステージ (時間)	判断基準	防災行動の概要	防災行動の詳細	防災行動の内容
1 関心を向ける -96 (4日前)	・台風による関東地方への影響の可能性	行事等中止の判断	区民に行事等中止の伝達	行事等の中止及び休園する可能性があることを課から施設を通じて園児・保護者へ連絡
2 避難に向けた準備 -72 (3日前)	・台風による首都圏への影響の可能性	区有施設の休館の検討	職員、委託事業者、指定管理者、施設管理者への情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休園する可能性があることを各課から施設を通じて園児・保護者へあらためて連絡</li> <li>・代替保育の可能性のあることを各課から施設を通じて園児・保護者へ連絡</li> </ul> <p>【子ども施設運営課】 代替保育を希望する保護者からの電話等での受付を開始</p> <p>【災害対応指定園】 伊興保育園、保木間保育園</p>
3 縁故等避難開始 -48 (2日前)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風による首都圏への接近</li> <li>・東京都による台風説明</li> <li>・気象庁による緊急会見</li> </ul>	区有施設の休館の決定	職員、委託事業者、指定管理者、施設管理者への情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休園を各課から施設を通じて園児・保護者へ連絡</li> <li>・代替保育実施園（災害対応指定園）に代替保育の開設を指示</li> </ul>
4 高齢者等避難開始 -24 (1日前)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨洪水注意報（埼玉、東京）、強風波浪注意報（東京）の発表</li> <li>・足立区が暴風域に入る予想</li> </ul>	高齢者等避難の発令	高齢者等避難の伝達（区民に避難実施の呼びかけ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園児・こども園児（要配慮者※）とその支援者は避難を開始。</li> <li>・代替保育実施園に代替保育の閉鎖を指示</li> </ul> <p>【災害対応指定園】 代替保育を利用した保護者に連絡し、児童を引き取るまで緊急保育を行う。</p>
5 避難の実施 -12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨洪水警報（埼玉、東京）</li> <li>・足立区が暴風域に入る12時間前</li> </ul>	避難指示の検討・発令	避難指示の伝達（区民に避難実施の呼びかけ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・速やかに避難場所へ避難</li> </ul>

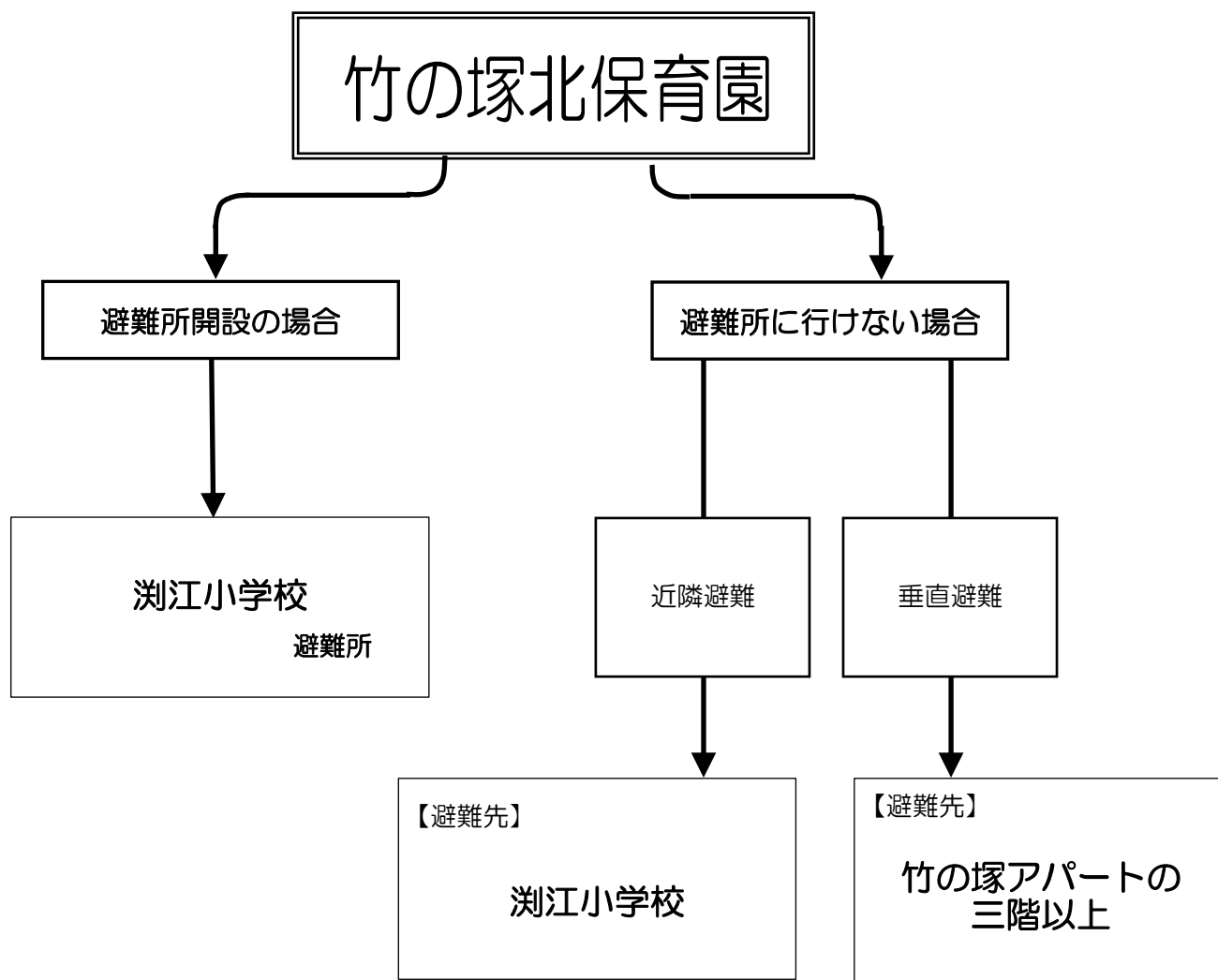
#### ※要配慮者

高齢者や障がい者、乳幼児等、避難に時間を要する人は早めに避難を開始する。

#### ※避難する際に注意すること

外出することがかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難する。

—竹の塚北保育園が避難するとき—



- ・ 水害発生時は浸水のない方向へ避難するので、避難先等を確認してから行動しましょう。
- ・ 安全に留意しながらお迎えをお願いいたします。
- ・ 電話連絡は混乱が予想されますので、できるだけ避けてください。

淵江小学校までの避難経路

安全に留意しながら、お迎えをお願いいたします。



※竹の塚保育園が淵江小学校に避難する時の避難経路となります。  
お迎えの場合は避難経路を追って子どもの引き取りに向かってください。

**※外部避難時連絡先** 園携帯番号



## ◆風水害・土砂災害等の警戒宣言が発令されたら

〔開園前〕 保育園から連絡します

警戒レベル3 (高齢者等避難)	<p>《休 園》</p> <p>※就労でやむを得ず保育が必要な子どもは、災害対応園を指定して代替保育を行います。 <u>昼食を持参してください。</u></p> <p>※休園決定後、子ども施設運営課に連絡してください。 03(3880)5321</p>
警戒レベル4 (避難指示)	
警戒レベル5 (緊急安全確保)	

〔開園後〕

警戒レベル3 (高齢者等避難)	<p>《家庭保育の推奨》 速やかなお迎えをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●避難を開始します。但し園内が安全と判断した場合は、園内の安全な場所に避難します。</li> <li>●コドモン等で保護者に状況を伝え、速やかなお迎えを依頼します。</li> <li>●園児引き渡しを行います。</li> </ul> <p>※就労でやむを得ず保育が必要な子どもは、お迎えまで緊急保育を行います。</p>
警戒レベル4 (避難指示)	
警戒レベル5 (緊急安全確保)	

園児の引き渡し方法・・・基本的に保護者の方にお子様を引き渡します。

保護者の方の引き取りが困難な場合、緊急連絡カードに記入された方にお子様を引き渡します。

警戒宣言が解除されたら、安全を確認したのち保育を再開します。給食の提供は体制が整うまで簡易給食での対応や実施を延長することがあります。

### 1.1 虐待防止のための措置に関する事項

保育園では児童虐待防止法に基づき、虐待の発生予防をはじめ虐待の早期発見、子どもや家庭の支援と見守りに務めています。

- ① 設置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- ② 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- ③ 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、毎年研修に職員を派遣し、受講させています。

## 《児童虐待に関する相談先》

名称	電話番号	相談時間
区・こども支援センターげんき	03-3852-3535	月曜から土曜日（祝日、年末年始を除く） 午前8時30分から午後5時15分
都・足立児童相談所	03-3854-1181	月曜から金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時から午後5時
都・児童相談センター	03-5937-2330	平日夜間（午後5時15分から翌朝午前8時30分）、土日祝日、年末年始

## 《児童虐待防止法》

（児童虐待の早期発見等）

**第五条** 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

（児童虐待に関わる通告）

**第六条** 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

### 12 その他保育施設の運営に関する重要事項

#### (1) 年間予定

4月	*入園式
5月	・子どもの日 ・5歳児バス遠足
6月	・虫歯予防デー・プール開き
7月	・七夕 ・夏祭り
8月	・プール閉い
9月	*引き取り訓練 ・ほのぼの会 ・交通安全教室
10月	☆運動会 ・ハロウィン ・5歳児いもほり
11月	・5歳児プラネタリウム鑑賞 ・4歳児歩き遠足
12月	☆お楽しみ会 ・クリスマス会
1月	・新年子ども会
2月	・節分
3月	・ひなまつり ・お別れ会 ・5歳児お別れ遠足 ・就学祝い式 ・進級式

【英語教室】幼児クラス 月2回実施

【体操教室】2歳児・幼児クラス 年間36回実施

【コーディネーショントレーニング】幼児クラス 月1回実施

【キッズダンス】4・5歳児 月1回実施

☆印は、親子で参加していただく行事です。

\*印は、保護者参加の行事です。



※誕生日会・避難訓練・身体測定・0歳児健診は、毎月行います。

※保育見学・保育参加・面談は、随時行うことができます。

ご希望の方はお申し出ください。

◎上記の他に地域の方を対象に、なかよしひろば（室内・園庭遊び）を行っています。

(2) 食事の提供

- ◇ 集団給食施設届け出書を保健所に提出済みです。（平成28年4月8日）
- ◇ 全職員が毎月検便を行っています。

(3) 父母会・保護者会について

- ◇ 父母会について  
保護者の方が主催し、運営しています。
- ◇ 保護者会について  
年に2回開催予定です。保育園からは行事やできごとについてお知らせします。  
また、保護者のご意見もいただく場としています。

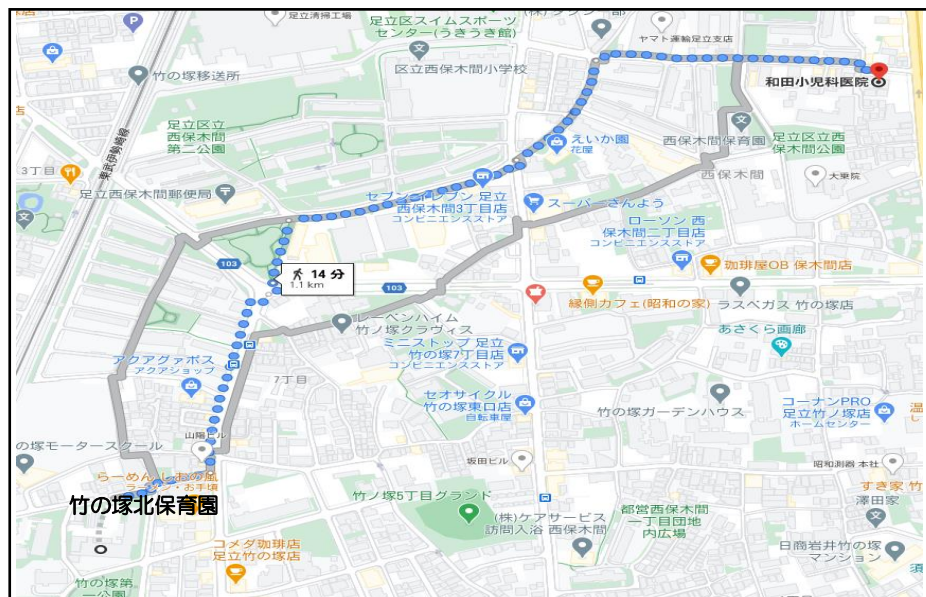
(4) 健康診断について

内科健診	嘱託医が年2回健診します。健診結果は、健康カードに記載しお渡しします。
歯科健診	足立区が決定した健診担当歯科医師にて『あだちっ子歯科健診』を年1回行います。結果は専用用紙に記載しお渡しします。
身体測定	毎月身長・体重の測定を行います。結果は、コドモンの『成長記録』に入力されます。

当園は、以下の医療機関と嘱託契約を締結しています。

嘱託医	(小児科) 和田小児科医院 所在地：足立区西保木間 2-15-23	和田紀之 医師 電話：03-3884-2301
-----	--------------------------------------	----------------------------

嘱託医の所在地地図



(5) 自己評価の内容

職員による保育内容等の自己評価を定期的実施し、保育向上に努めます。併せて保護者へのアンケートを年1回行い、サービス内容の向上に努めます。

(6) 職員への研修の実施状況

職種、経験に基づき各自の仕事の専門性を高めるために法人研修・外部研修等全ての職員に実施します。

(7) 損害賠償保険への加入

加入保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険の種類	園賠償責任保険・園児団体傷害保険



基本理念 **たくましく 生き抜く力を 育む**

人間尊重の精神に基づき、人への信頼感を育み、多様で豊かな生活体験を積み重ねる中で「たくましく 生き抜く力の 基礎を培うこと」を理念とします。

**心も体も健やかな子ども**

- 基本的な生活習慣を身に付ける
- 戸外で伸び伸びと体を動かしてあそぶ
- 意欲的にあそび、最後までやり遂げる

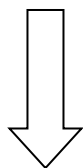
**思いやりのある子ども**

- 自分を愛し、自分なりにできることに自信をもつ
- 人とのかかわりを楽しみ、自然やものを大切にする
- 互いの違いを認め合い、相手を大切にする気持ちをもつ

**感性豊かに  
創造力あふれる子ども**

- 自然や身近なことから心を動かす
- 自分の思ったことを自分なりに表現する
- 発見したり、試したりしながら自分なりに楽しむ

一人一人を大切に生活やあそびを通して



**感じ 考え 伝え 拓く子ども**

☆それぞれの園で沿革や保育・教育方針、地域の特性などを踏まえて目標や取り組みの方針を設定します。

## 法人理念

〈子育てをしている保護者を支援して、子どもたちの健やかな自立を見守っていくことで地域の福祉に貢献する〉

社会福祉法人三樹会は、多様な福祉サービスが保護者の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫し、子どもたちが、個人の尊厳を保持しつつ心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、児童福祉法、児童憲章、子どもの権利条約に基づいた保育事業を行うことをめざします。

## 園の基本方針

- \*子ども一人一人の個性を認め、尊重する。
- \*子どもが、心身ともに健康で楽しい生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにする。
- \*保護者が安心して子育て、仕事ができるように支援する。
- \*家庭や地域との連携を図りながら、共に子育てをしていく。
- \*地域の方の育児相談・施設見学などの対応を丁寧に行い、公的施設としての社会的責任を果たす。
- \*保育士は常に社会的情勢の変化を知り、人間性と専門性の向上に努め、豊かな感性と愛情をもって保育にあたる。

## 園の保育目標

一人一人の子どもを大切にし、楽しい園生活をとおして、  
☆やさしく思いやりのある子ども（やさしい気持ちをもつ）  
☆考える子ども（自分の考えを表現する）  
☆元気いっぱいあそべる子ども（友だちと元気にあそぶ）  
を育てる。

の三原則を柱とし、

- ・保護者が安心して子どもを預けることのできる保育園
- ・子どもが喜んで登園する保育園
- ・保育者が楽しんで保育にあたる保育園  
を目指します。

### やさしい気持ちを持つ

- ・やさしくされ嬉しい気持ちを味わう。
- ・自分の気持ちを伝え、相手の気持ちがわかる。
- ・友だちを思いやり、共感し、あそびを楽しむ
- ・やってよいこと悪いことがわかり、ルールを守ってあそぶ。

### 自分の考えを表現する

- ・あいさつや返事で気持ちを伝える。
- ・見たこと、経験したこと、感じたことなど自分なりの方法で表現する。
- ・体験を通じて、興味や関心を広げ、自分なりの答えを持つ。

### 友だちと元気にあそぶ

- ・早寝、早起き、朝ごはん
- ・友だちや保育者と楽しく食べる。
- ・のびのびと身体を動かしてあそぶ。
- ・好きなあそびをじっくり楽しむ。



## 特色ある保育

### \*周りには緑がいっぱい！外あそびがだ～い好き！

保育園の近くには、大小さまざまな公園がたくさんあります。散歩をして身近な自然に触れます。  
戸外で全身を使ったあそびを友だちと楽しめます。



### \*楽しいね！伝承行事♪

子ども達に解りやすい内容を工夫しています。行事の由来を知らせたり、作品を作ったりしています。

### \*異年齢児交流

乳幼児クラスと一緒に、いろいろな活動を通して交流をしています。  
異年齢児が関わってあそぶことで、優しさや思いやりの心が育ちます。

### \*地域との交流

近隣の公立保育園や高齢者、障がい者施設、小学校との交流、中学生・高校生の体験学習、なかよしひろばなどを通して、いろいろな人との交流を楽しんでいます。

・・・子育ては、みんなの知恵をかりて・・・

### ～ 一緒にあそぼう（保育参加） ～

お子さんとおあそびながら、保育園でどのように過ごしているかを見ていただきます。ほかのご家庭の関わり方も知ることができます。



### ～ 一緒に子育てを考えましょう！ ～

保護者会を年2回実施しています。（個人面談は年2回以上）  
保育園と保護者の皆さんとコミュニケーションを図り、子どもの姿を知り、子育ての工夫や悩みを一緒に考える機会としています。

### ～ 子育てを応援します ～

子育てで迷った時、悩んでいることなど・・・  
どんなことでも気軽に話し合しましょう。

## 主体性・自主性を育て、明るく元気な子どもたちを育成

子どもの伝えたいことを大人の都合で止めない、共感して寄り添う保育を行う。そのため、言葉をかけすぎないように配慮。また、遊びの中から子どもが育つと考え、子どもの【やりたい】を尊重して達成感を味わうようにしています。

#### ① ほめて意欲につなげる保育

子どもに対してよかったことを具体的にほめる。それが達成感につながり、自分の自信につながるように支援。

#### ② やりたい遊びに集中。想像力を育てる

じっくり遊べる環境を用意し、その遊びから得た気づきや広がる想像力を育てて次の遊びにつなげる。

#### ③ 自分の考えを伝え表現できるように導く

声をかけすぎず待つ見守る保育を行う。また、プラス思考の言葉がけで自分で気づき成長できるように促す。

## 各種届け出について

次の場合は、速やかに子ども施設入園課まで届け出てください。(⑧を除き、提出先は子ども施設入園課となります。なお、各用紙は保育施設、子ども施設入園課、区ホームページで入手できます。)

① 氏名・住所・電話番号が変わったとき	「変更届」を提出してください。
② 世帯員が増減したとき(婚姻・離婚・出産等)	「変更届」を提出してください。 (婚姻の場合、配偶者の保育の必要性を証明する書類が必要です。) また、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業を取得する場合は、育児休業期間が記載された勤務(内定)証明書が必要です。
③ 妊娠がわかったとき	「家庭状況申告書」および母子手帳の写し(表紙と分娩予定日のページ)提出してください。
④ 勤務(通学)先や勤務時間が変わったとき、介護・看護を始めたとき、疾病・障がい等になったとき	「家庭状況申告書」および該当する「保育の必要性を証明する書類」(勤務(内定)証明書等)を提出してください。
⑤ 仕事(学校)を辞めた・卒業したとき	「家庭状況申告書」を提出してください。
⑥ 足立区外へ転出する予定があるが、在籍している保育施設に継続して通いたいとき	転出前に子ども施設入園課にお問い合わせください
⑦ その他変更があったとき	子ども施設入園課までお問い合わせください。
⑧ 退所するとき	転居や家庭での保育が可能になり、退所する場合は <u>退所する月の20日までに保育施設に「退所届」を提出してください。</u> 退所する月の20日までに提出されない場合、 <u>翌月分の保育料がかかる場合があります。</u>

2ヵ月を超えて保育施設に通所しない場合は退所となる場合があります。

※やむを得ない事情で長期間(2ヵ月を超える)休みとなる場合は、子ども施設入園課にご相談ください。



## 保育料について

保育料は、児童のクラス年齢や住民税課税状況によりお住まいの自治体が決定しています。

以下に該当する場合、保育料は無料（0円）です。

①3歳児クラスから5歳児クラスの全ての子ども

②0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どものうち住民税非課税世帯

※住民税が未申告の場合、または途中で税額が変わる事情が生じたときは、税申告の手続きをしてください。また、保育料のお支払い方法は口座振替をお願いしております。納入期限は毎月末です(月末が金融機関休業日のときは翌営業日)。例えば5月分は5月末日が納入期限です。口座振替の場合は、前日までに口座に入金してください。

児童が保育施設に在籍している間は、たとえ1日も通所しない場合であっても保育料はかかります。

また、月の途中で退所した場合でも日割り計算は行いませんのでご了承ください。

※保育料が未払いの場合、滞納処分(児童手当からの徴収や給与等の差し押さえ)を受けることがあります。

必ず期限内に納めてください。



## 延長保育（満1歳児以上利用可）

延長保育は別途申し込み（延長保育利用申請書）が必要です

※月極めをご利用希望の方は、前月の25日までに申請して下さい。

保育料は月末に締め、10日前後に請求いたしますので、15日までにお支払いをお願い致します。

### 延長月極め保育料

時間	世帯区分	1歳児～	0歳児 (満1歳～)
7:00～ 7:29	A・B階層	600円	900円
	C・D階層	2500円	3750円
18:31～19:30	A・B階層	1000円	1500円
	C・D階層	4000円	6000円
18:31～20:30	A・B階層	2500円	3750円
	C・D階層	10000円	15000円

### 延長スポット保育料

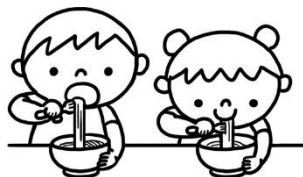
時間	世帯区分	1歳児～	0歳児 (満1歳～)
7:00～ 7:29	すべての階層	400円	600円
18:31～19:30	すべての階層	800円	1200円
18:31～20:30	すべての階層	2000円	3000円

- 延長保育料は1時間単位で設定し、利用時間はタイムカードで管理します。
- 2時間延長保育を利用する場合に夕食を500円で提供します。  
(夕食希望の場合 14:00まで) お願いします。

※当日の延長保育の申込み、及びキャンセルは、18:00まで

※キャンセルの場合、連絡が上記時間を過ぎると料金を頂きます。

※20:31を超えた場合は、30分毎に3,000円の追加料金を頂きます。



# 保育園の一日の生活

0歳児

1・2・3・4歳児

5歳児

順次登園

朝の挨拶

お子さんの健康状態やご家庭での様子を伝えましょう。

※ 必要に応じて、適宜、水分補給をします。

○検温後受け入れます。

あそび

○必要に応じて睡眠をとります。

○ゆったりとした雰囲気の中で好きなあそびをします。

- ・室内あそび・園庭あそび
- ・散歩 他

あそび

成長・発達、興味・関心に応じて、のびのびとあそびます。

- ・室内あそび
- ・戸外あそび
- ・散歩



※ 1・2歳児は午前中に牛乳を飲みます。

食事

○ミルクを飲んだり、離乳食を食べたりします。



食事

○楽しい雰囲気の中で食事をします。



昼寝

○昼寝をします。



昼寝

○1・2・3・4歳児は昼寝をします。

あそび

○5歳児は個々に応じて休息をとったり、遊んだりします。

離乳食・おやつ

○ミルクを飲んだり、離乳食を食べたりします。



おやつ

○楽しい雰囲気の中でおやつを食べます。

あそび

- ・室内あそび
- ・園庭あそびほか

あそび

成長・発達、興味・関心に応じて、のびのびとあそびます。

- ・室内あそび
- ・戸外あそび

順次降園

帰りの挨拶

保育者が今日の様子を伝えます。

## 各クラスの持ち物

- ◎ 毎日持ってくるもの
- 常時ロッカーに入れておき、使ったら補充するもの
- ☆ 毎週月曜日に持ってきて、金曜日（または土曜日）に持ち帰るもの

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
エプロン	◎3枚	◎3枚	◎3枚	—	—	—
おしぼり	◎3枚	◎3枚	◎3枚	—	—	—
汚れた衣類・濡れた衣類を入れる袋（レジ袋等）	◎1枚 衣類などの汚れ物入れ ○レジ袋2～3枚			○4～5枚 (衣類などの汚れ物入れ)		
ビニール袋	○1箱 (25×35 cm位のもの)					—
紙おむつ	○8枚	○8枚	○5枚	○必要に応じて		—
フェイスタオル	○1枚					
おしりナップ	○1パック			○必要に応じて	○必要に応じて	—
上着	○3組以上 *肌着は半袖もしくは袖なし			○3～4組		
ズボン						
肌着						
パンツ	—	—	○必要に応じて			
うわばき	—	—	避難用として部屋で保管			
うわばき袋	—	—	—	☆		
はぶらし ※必要な時に園から連絡	—	—	—	—	◎途中から	◎
マザーズバック	◎	◎	◎	—	—	—
通園リュック	—	—	—	◎	◎	◎
布団・毛布カバー コット用シーツ	☆ 布団・毛布カバー	☆ 毛布カバー・コット用シーツ				—
タオルケット	☆5月～10月頃使用します（0歳児はバスタオル）					—
布団カバー袋	—	—	☆	☆	☆	—
防災頭巾	—	—	—	—	園に保管 (防災加工のされている 市販の物)	
水筒	—			◎		
マスク	—			必要に応じて		

\*持ち物・衣類などすべてにはっきり名前を書いて下さい。（紙おむつは前に書いてください）

\*持ち帰ったものは洗濯し、清潔なものを持ってきてください。

\*着脱しやすく、動きやすい衣服を選びましょう。

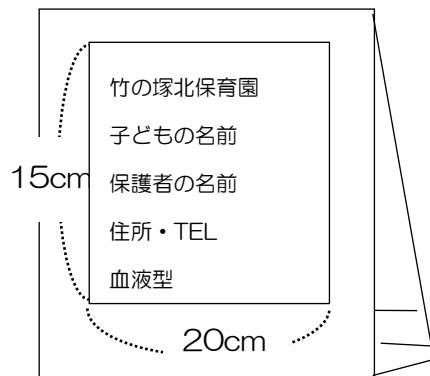
\*飾りや金具（スパンコール、リボン、フリル等）、フードやボタンがついているもの、は怪我や誤飲事故に繋がるおそれがあるためお控えください。

\*ロッカーには、季節やお子さんの身体に合った衣服を入れておいてください。

## 【4～5 歳児 防災頭巾について】

### 防災頭巾

※防災加工がされている市販のものをご用意ください。



## 【1～4 歳児用 コット用シーツの作り方】

※市販品も可です

※1 歳児用はコット本体の大きさが違い一回り小さいためご注意ください



以下の図に記載してあるサイズは出来上がり寸法です。

カバーを作る時には、縫い代 (2 cm程度) を加えた生地が必要です。※下記のサイズは目安となります。

### ＜1 歳児＞\*キルティング地やバスタオル等で作成

(0 歳児クラスで使用したシーツのリメイクも可ですが、コットの大きさにサイズを合わせてください。)

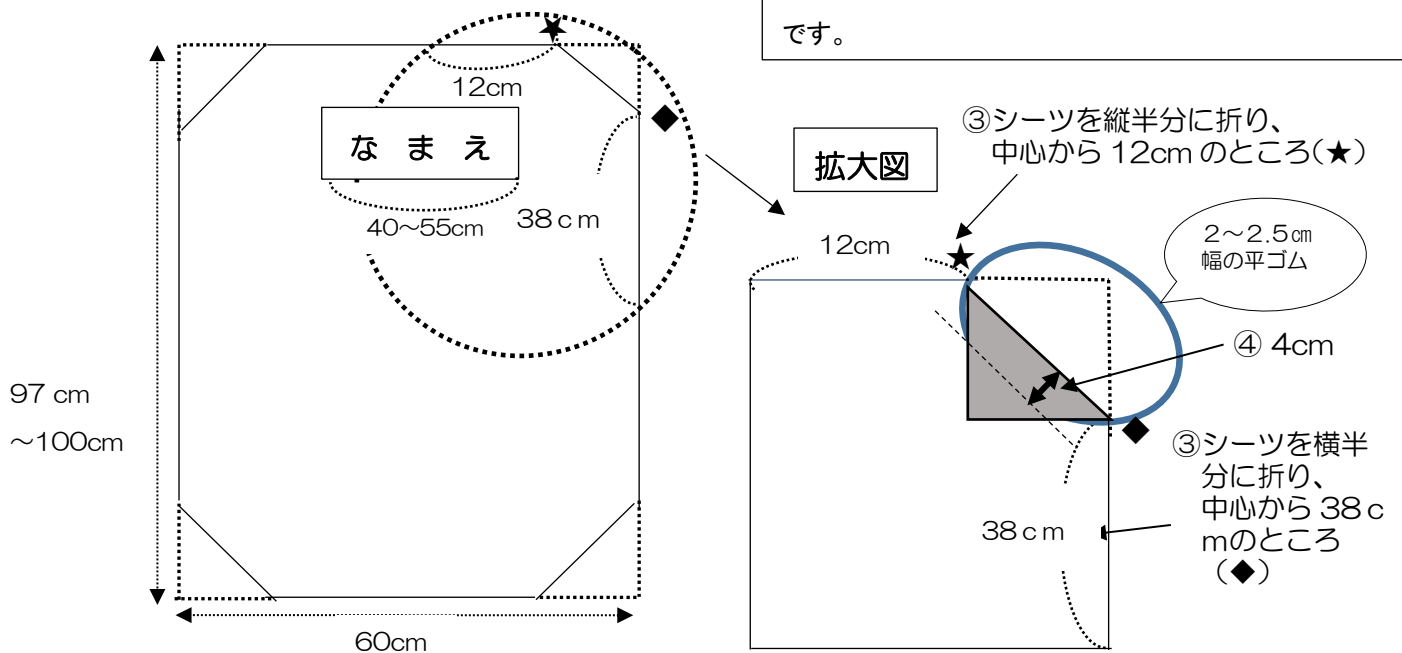
頭部の所に名前を付けてください。

※お子さんは名前の位置を目安に午睡時、コットに横になります。

※市販のもので足元に名前記入欄があっても、名前を付けてください

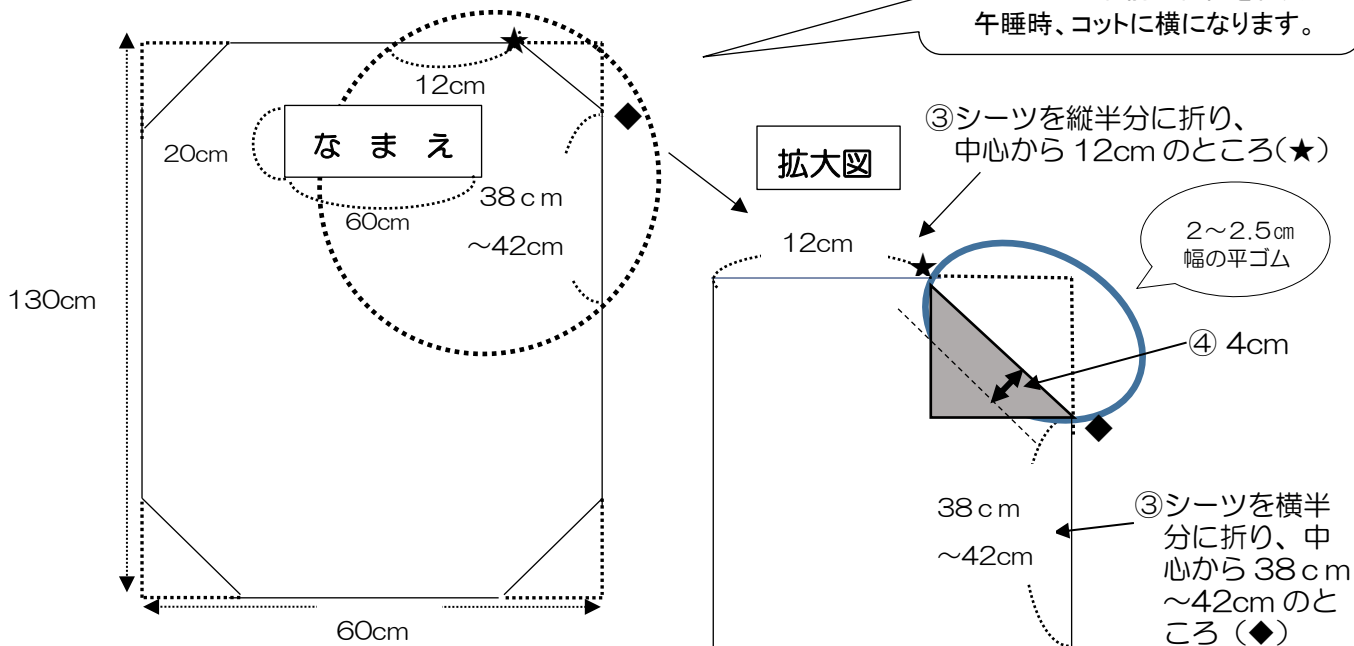
コットのゴムが伸びてしまっている時は、すぐに新しく直してください。(足に引っかかり転倒する危険があります。)

名前付けの布は白い布をお勧めします。アイロンシートは、角からはがれてきやすく、硬くて汗も吸い込みにくいです。



## <2～4歳児> \*キルティング地やバスタオル等で作成

頭部の所に名前を付けてください。  
※お子さんは名前の位置を目安に  
午睡時、コットに横になります。



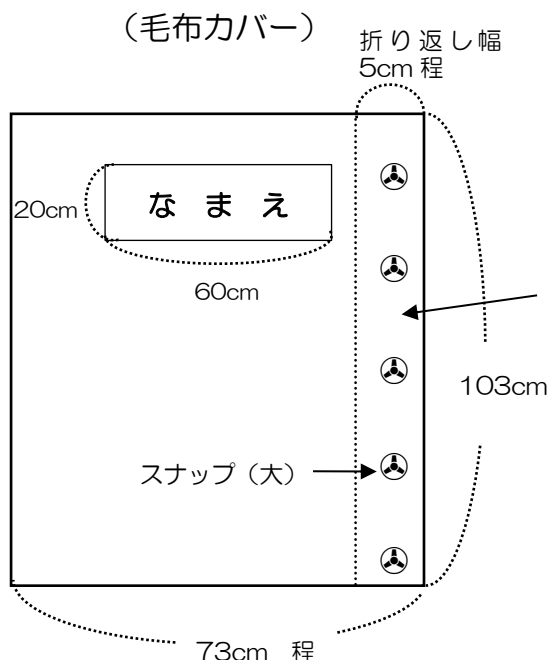
- ① 布の切り口はほつれないように始末をする。(ほつれた糸を鼻や耳の穴、口に入れたりする事故に繋がるので)
- ② 名前は白い布に油性マジックで、ひらがなで大きく書き、出来上がり上から10cm下の中央に縫い付ける。  
(名前布の大きさはお名前にもよりますので目安ですが、大きくはっきりとお願いします。)  
(アイロンシートは洗濯ではがれやすく、硬くて、汗も吸いにくいです。敏感なお子さんは気になるようです。)
- ③ シーツを縦長半分に折った中心から12cmの所(★印)と横半分中心から38cm～42cmの所(◆印)で角を裏に折る。(拡大図参照)
- ④ 折り返した部分にゴムを通すために、折り目から4cmの所を縫う。(拡大図参照)
- ⑤ 他の3つの角も③④と同様にする。
- ⑥ 各角に45cm～50cm程のゴム(髪を結うゴムや2～2.5cm幅の平ゴム)を通す。

コットのゴムが伸びてしまっている時は、すぐに新しく直してください。(足に引っかかり転倒する危険があります。)

## 【0～4歳児用 毛布カバーの作り方】

\*毛布本体の大きさは縦100cm×横70cmです(秋～春先まで使用します)

\*綿ブロード等で作成。掛け毛布カバー・毛布カバー袋は、同じ布地で作るとお子さんもわかりやすく良いでしょう。

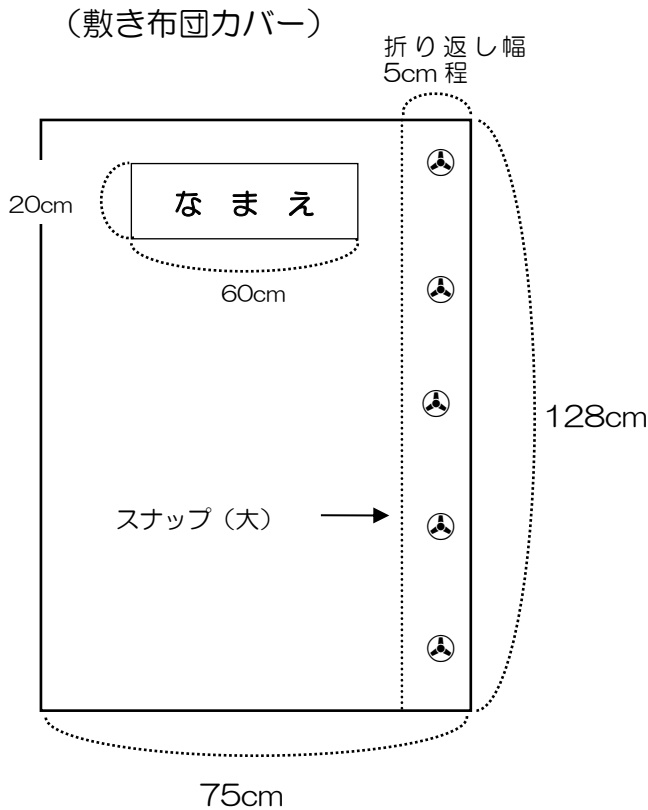


- 毛布入口の折り返し幅は、5cm位。
- 直径1cm以上の大きいスナップボタンを付けてください。ファスナーは不可。
- スナップを付ける面は、全開にして下さい。毛布を入れる時に便利です。
- 名前は20×60cmの白い布に油性マジックで、ひらがなで大きく書き、縫い付けてください。  
(アイロンシートは硬く、洗濯で角から剥れ易いです。)

## 【0歳児用 敷き布団カバーの作り方】

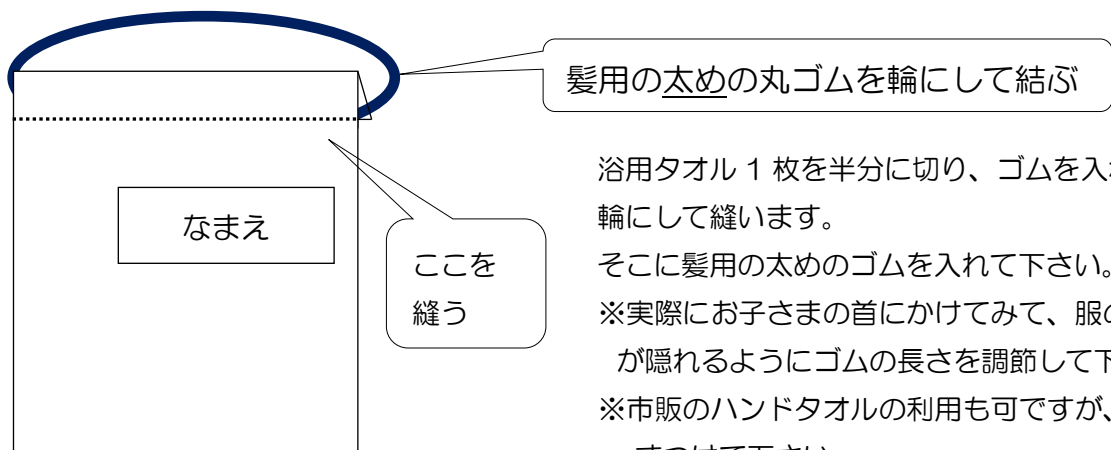
記載してあるサイズは出来上がり寸法です。カバーを作る時には、縫い代（2cm程度）を加えた生地が必要です。※下記のサイズは目安となります。

\*敷き布団本体の大きさは縦 123cm×横 70cm×（厚みが 2cm程）です



- 折り返し幅は、5cm 位が良いでしょう。
- 直径 1cm 以上の大きいスナップボタンを付けてください。ファスナーは不可。
- スナップを付ける面は、全開にして下さい。布団を入れる時に便利です。
- 名前は 20×60cm の白い布に油性マジックでひらがなで大きく書き、縫い付けてください。（アイロンシートは硬く、汗を吸い込みにくいです。洗濯で角からはがれ易いです。）

## 【0・1・2歳児 食事用エプロン】



浴用タオル 1 枚を半分に切り、ゴムを入れる部分を輪にして縫います。

そこに髪用の太めのゴムを入れて下さい。

※実際にお子さまの首にかけてみて、服の襟の部分が隠れるようにゴムの長さを調節して下さい。

※市販のハンドタオルの利用も可ですが、ゴムは必ずつけて下さい。

※名前は大きな文字ではっきりお書きください。

(タオルのタグに名前を書くのは、文字が小さく見えづらいためお止めください)

## 給 食

- ・乳幼児に適した栄養バランスの良い献立です。
- ・子どもたちの嗜好や彩り、季節感や安全性なども考慮し、様々な行事食も取入れながら、バラエティーに富んだ献立となるよう努めています。
- ・食材の味を味わえるように、うす味でおいしく調理します。
- ・集団生活の中でも楽しくおいしく食べられるように、家庭的な味と雰囲気大切にしています。
- ・調理は衛生管理マニュアルに基づき、安全で衛生的に行っています。

○ひと月の献立は、2週間ごとの繰り返し（サイクルメニュー）です。これは、子どもの味覚を広げるため、1度目は食べられなくても、2度目には味を覚えて食べられるようにするためです。

○乳幼児期には、個々によって必要とする栄養や食事の量が異なります。特に離乳食は個人差が大きいため、一人一人の子どもの発育・発達（食べ具合、かむ力など）にあわせて、家庭と連絡を密にとりながら対応しています。

○食物アレルギーのある場合は、医師が記入した『保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表』が必要です。除去で対応できない場合には、保護者に代替食持参をしていただきます。また、除去または持参の食品についての打合せを前月に行い、個別献立にて毎月確認を行います。

○除去食対応が必要なお子さんが複数人いる場合、調理の安全性を確保するために、複数のアレルギーとなる食材を除去した献立で提供する場合があります。

### 《離乳食》

	5, 6か月頃（初期）	7, 8か月頃（中期）	9～11か月頃（後期）
10時～11時	ミルク	離乳食+ミルク	離乳食+ミルク
14時30分～15時	ミルク	ミルク	離乳食+ミルク

※ ミルクは、お子さんの食欲に合わせて飲ませています。

### 《乳幼児食》

	乳 児 （1, 2歳児）	幼 児 （3, 4, 5歳児）
10時	牛乳	
昼 食	主食+主菜+副菜+汁物+果物 の組み合わせが基本。 ごはん3回~4回/週 ・麺1回~2回/週 ・パン1回/週	
間 食	牛乳+手作りおやつ、パン、果物など	

### 【保育園給食の給与栄養目標量】

保育園給食の給与栄養目標量は、日本人の食事摂取基準および、区立保育園全園児の年齢・性別調査の結果をもとに、毎年決定しています。

一日に必要な栄養量の約40～50%を目標量とし、それを充足できるよう献立を作成しています。残りの必要量は朝ごはん・夕ごはんですっきり摂りましょう。

（単位：エネルギー kcal たんぱく質 g）

	乳 児		幼 児	
	エネルギー	たんぱく質	エネルギー	たんぱく質
一日の給与栄養目標量	930	38.0	1200	53.0
給食の給与栄養目標量	480	18.0	590	22.0

※離乳食は、厚生労働省の『授乳・離乳の支援ガイド』に沿って提供しています。





## 【保育園での健康管理】

### 1. 入園後の健康診断など

- 身体測定は毎月1回実施します。  
嘱託医による健康診断を年2回(春・秋)実施します。(0歳児クラスは、毎月健診を実施します。)
- 『あだちっ子歯科健診』を年一回実施します。

### 2. 感染予防

集団生活の場ですので各種感染予防のための措置を講じています。  
予防接種の公的接種の利用についてご家庭のご協力をお願いします。  
予防接種を受けた時は、担任にお知らせください。

※予防接種後は、副反応が起きることもありますので安静が必要です。お休みの日か降園後にお願いいたします。

### 3. 乳幼児突然死症候群(SIDS)防止対策

都内の認可外保育施設において睡眠中に乳児が死亡する痛ましい事故が起きたことを受けまして、東京都福祉保健局「乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止」をもとに、当園でも以下の対策を実施しております。内容をご確認、同意の上、ご自宅での寝方などご協力いただき、質問等がありましたら職員までお尋ねください。

- (1) 保育者の休憩、トイレ、事務、その他理由を問わず、片時も児童を一人にすることはありません。
- (2) 睡眠時の保育室内は、児童の顔色が観察できる明るさを保持します。
- (3) 睡眠時の児童の周囲においては、窒息や誤飲の危険因子となる物品を排除します。
- (4) 医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、乳児クラスは顔が見えて、胸郭が圧迫されていないあおむけ寝に体位を直します。  
乳児以上のれもん組、ぶどう組でも顔色の確認がしづらい体制で寝ていた場合は、寝ている体位を直します。

#### →ご家庭でお子さんをうつぶせ寝で寝かせていませんか？

うつぶせ寝で眠る習慣がありましたら、あおむけ寝で寝るように毎日、根気よく直してください。最初は起きてしまい、泣いてしまうかもしれませんが癖は直せます。お子さんの命をお預かりしていますのでご協力ください。

保育園では1歳までは5分間隔、いちご・みかん組は10分間隔、3歳以上のれもん組からは15分間隔で午睡チェックをしています。この時にうつぶせ寝だった場合、保育者はあおむけ寝にしますので起きてしまう場合があります。こういった理由で降園時に午睡が短かったことをお伝えすることがあるかもしれませんが、保育園とご家庭で協力して、大切なお子さんをお守りしていきたいと思っております。

#### →特に入園したてから入園後3か月くらいはSIDSを起こしやすいといわれております。

十分な「慣れ保育」を含めた職場復帰のご予定を検討ください。

#### →なんかいつもと様子が違う？時

お子さんが「何か機嫌が悪い」「朝、食欲がなかった」「少し咳がある」など気になったことは登園時に直接保育者にお伝えください。保育者の側で寝かせたり、担任も気になることがあれば、職場に状況を連絡させていただきます。

#### →職員は、救命救急講習(AED講習等)を受講しています。

#### 4. アレルギー疾患への対応

お子様がアレルギー疾患により、特に配慮や管理が必要で、保育園での配慮・対応を希望される場合は、職員にお申し出下さい。

アレルギー（アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー、気管支喘息）に関する治療食、投薬は医師が記入した『保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表』を提出していただき、個々に対応していきます。

#### 【保育中のけが】

○軽傷のけがは、園で応急処置をしますが、病院に受診が必要な場合は、保護者にすぐ連絡をいれ、医療機関を確認してから病院に行きます。

○全園児が、園の管理下でおきたけがに係る給付事業を行っている『独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度』に加入しています。

この制度は、医療点数に応じた給付を受けるものです。

センター請求の手続きは、医療点数が500点以上の場合、対象になります。



#### 【体調不良のときは】

○ お子様が発熱（37.5度）、下痢、嘔吐、感染症の病気を疑うとき、**また発熱がなくても飲食できない、泣き続けている等、明らかに普段と様子が違う場合**、万が一怪我をしたときなどはご連絡いたします。状態により緊急にお迎えを必要とすることもありますので、ご協力をお願いします。

○ 保護者の方が研修や外出などでいつもと連絡先が変わる時には、登園時に必ずお知らせください。

○ 保育園では園医と連携しながら園児の健康管理をしています。

#### 【感染症について】

保育園において、人から人へうつる感染症は集団感染しやすく、注意が必要です。

感染症は学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則に書類やその出席停止時期が定められています。

感染症にかかった場合は、医師の診断を受け、登園許可を得てから登園してください。

※ 感染症の疑いがある場合は、必ず医師の診断を受けてください。

※ 感染症と診断された場合は、必ず保育園にご連絡ください。

#### 【園での感染予防対策】

園では、厚生労働省「保育所における感染症ガイドライン」をもとに感染症対策を実施しております。

・感染症がでた場合、保護者にはコドモンで発症状況を伝え、子どもの健康状態の把握や二次感染予防の協力をお願いしています。なので受診後、感染性の疾患と診断された場合、他のお子さんの病気の早期発見対応に繋がりますので、電話やコドモンにて保育園に一報ご連絡ください。

・排泄後のおむつは保育園で処分します。

・下痢や嘔吐物がついた衣類、シーツ類などは感染拡大防止の為、洗わずにそのままお返しします。汚れた衣類を持ち帰るのは気持ちのよいものではありませんが、集団保育をしている保育施設内において、園児や保育者の健康を守る為に必要であることをご理解ください。

<医師が記入した登園許可証が必要な感染症>

病名	潜伏期間	主な症状	登園基準	予防接種
麻疹 (はしか)	8~12日	高熱、咳、鼻水、結膜充血、目やに、一旦解熱後、再発熱とともに発しん(コプリック斑)	解熱後3日を経過していること	定期接種 (麻疹風しん混合)
風しん (三日はしか)	16~18日	発熱と同時に発しん 耳の後ろのリンパ腺の腫れ	発しんが消失していること	定期接種 (麻疹風しん混合)
百日咳	7~10日	特有の咳発作発作・風邪症状	特有の咳が消失していること又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること	定期接種 (四種混合)
水痘 (水ぼうそう)	14~16日	発しんは赤い丘疹→水疱→かさぶたへ変化、かゆみ、発熱 【合併症】発しんの細菌性感染	全ての発しんがかさぶたになっていること	定期接種 (水痘)
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	16~18日	両側または片方の耳下腺の腫れ、痛み、発熱	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫張が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること	任意接種
インフルエンザ	1~4日	突然の高熱、倦怠感、食欲不振、関節痛、頭痛、咽頭痛、鼻汁、咳 【合併症】熱性けいれん、脳症	発症後5日を経過し、かつ解熱した後3日経過していること (発症日及び解熱日は含まない)	任意接種
結核	3カ月~ 数10年 感染後2年 以内特に6 か月以内に 発症すること が多い	無症状→長引く微熱や咳、血痰	感染の恐れがないと認められていること ※医師による感染の恐れがないと認められた場合、それ以降は抗結核薬による治療中であっても登園可能	定期接種 (BCG)
咽頭結膜熱 (プール熱)	2~14日	高熱、扁桃腺炎、結膜炎	主症状が消失した後2日を経過していること	なし
流行性角結膜炎 (はやり目)	2~14日	強い目の痛み、目の充血、結膜下出血、目やに	感染力が極めて強いので、結膜炎の症状が消失していること	なし
急性出血性 結膜炎	24時間又は 2~3日	目の痛み、結膜充血、結膜下出血、目やに、結膜出血、	医師において感染の恐れがないと認められていること	なし
腸管出血性大腸菌 感染症(O157など)	3~4日	腹痛、水様の下痢、血便、嘔吐、発熱、脱水症	医師において感染の恐れがないと認められていること	なし
侵襲性髄膜炎菌 感染症	4日	発熱、頭痛、嘔吐	医師において感染の恐れがないと認められていること	定期接種 (ヒブ・小児用肺炎球菌)
新型コロナウイルス 感染症	3日間	発熱、呼吸症状(咳や息苦しさ)、頭痛、倦怠感、消化器症状、鼻汁、味覚・臭覚異常	発症した後5日間を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	任意接種

<医師の判断を受け、保護者が記入した登園届が必要な感染症>

病名	潜伏期間	主な症状	登園のめやす	予防接種
溶連菌感染症	2~5日	発熱、のどの痛み、嘔吐、いちご舌、発赤しん(指の皮がむける)	治療開始後24~48時間経過し、全身状態が良好	なし
マイコプラズマ 肺炎	14~21日	咳(徐々に激しくなる)、発熱、頭痛	発熱や激しい咳が治まっていること	なし
手足口病	3~6日	発熱、水疱性発しん(手のひら、足裏、足背、口腔内)、口内炎、臀部に水疱、爪がはがれる	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	なし
伝染性紅斑 (りんご病)	4~14日	両ほほに蝶々型の紅斑、四肢に網目状の紅斑	全身状態が良好	なし
感染性胃腸炎 (ウイルス性胃腸炎)	1~3日	嘔吐、下痢(白色調であることが多い)、発熱	嘔吐、下痢が治まり、普段通りの食事がとれること	任意接種 (ロタウイルス)

ヘルパンギーナ	3～6日	発熱、のどの痛み、のどの奥に水疱や潰瘍	全身状態が良好 普段通りの食事がとれること	なし
RSウイルス感染症	4～6日	発熱、鼻汁、咳、喘鳴、呼吸困難、6か月未満の乳児は重篤化する	呼吸器症状が改善し全身状態が良いこと	なし
带状疱疹	不定	軽度の痛みや違和感、痒み、その後多数の水ぶくれが集まり、紅斑となる。日が経つと膿疱や血疱、びらんになる。	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)していること	なし
突発性発疹	9～10月	生後6か月から2歳にみられる。3日間の高熱、解熱後に紅斑がみられ数日で消失【合併症】熱性けいれん、脳症、肝炎	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと	なし

<登園許可証が必要のない感染症（ただし医師の診断を受けてから登園してください）>

病名	潜伏期間	主な症状	注意事項
伝染性膿痂疹(とびひ)	2～10日	水疱、びらんを形成。強いかゆみがあり掻きむしって細菌感染を起こし、あらたな病変が生じる。	皮膚を清潔に保つ。ガーゼなど通気性のよいもので覆うことが望ましい。
伝染性軟属腫(水いぼ)	2～7週	主に体幹や四肢にできる、半球状に隆起し、光沢を帯び、中心にくぼみをもつ米粒大のいぼ接触、掻き壊し等で増加する	水いぼを引っかいた手で別の場所を触り、感染が拡大、広い範囲に広がる。皮膚の清潔と保湿剤でバリア機能での改善が望ましい。プールの水で感染はしないが、感染防止のため水いぼは衣類、包帯、絆創膏で覆われていること
アタマジラミ	10～30日(卵は7日で孵化)	毛髪に付着した卵(容易にとれない)頭部のかゆみ	医師の診断を受ける スキグシ、シラミ駆除医薬品にて駆除する クラスで流行した場合、クラスメートは予防的に帽子を被ってもらうことがある

○突発性発しん・不明発しん症・川崎病・伝染性軟属腫(水いぼ)については全身状態が良好であれば登園は可能ですが、医師の診断を受けてから登園してください。

園では『保育所における感染症対策ガイドライン』にもとづいて対応しています。

- ご家庭での登園前の毎日の健康観察のお願い（登園前に朝の検温や備考をコドモンへ入力）
- 発熱や風邪症状があった場合は、自己判断せず必ず医師の診察を受けてから登園してください。
- 症状等が改善傾向しても機嫌や食事内容、量などいつも通りとなるまで登園はお控えください。  
(ぐずる、夜眠れなかった、ゼリーしか食べられなかったなどは、まだ体調不良のサインです。)
- 保育園で体調不良となった時、使用した布団カバー等はその日に保護者に返却し、洗濯をしていただきます。

## 【薬について】足立区より

薬については保護者の方から様々な要望がありますが、お子さんの薬は原則として保育園ではお預かりできません。必要な場合は、保護者の方が保育園に来て与えていただくことになります。なので、薬をもらう時に、医師に保育園に通っていること、原則として保育園は薬を預からないことを伝え、家庭で与えられるような処方（例 ①朝晩2回飲む薬 ②1日3回でも時間をずらして飲む薬）が可能かどうか相談してください。

### 薬が必要と認められた場合

以下の点についてご理解、ご協力をお願いいたします。

やむを得ない理由で来園できない場合は、事前に保育園と保護者の方とで話し合い、薬の内容や与え方などについて確認をいたします。

1. 薬はお子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りです。保護者の方が個人的な判断で持参した薬や市販の薬はお預かりできません。
2. 必要な書類  
① 医師からの指示書 ②保護者記入の与薬依頼票 ③薬確認票が必要です。  
医師から指示書、保護者記入の与薬依頼票については薬の量や種類に変更がある場合や指示の期間を超える場合はその都度提出となります。また年度ごとの提出が必要です。薬剤情報提供書がある場合は、それも添付してください。
3. 初めて使用する薬はお預かりできません。病院において、またはご家族でお子さんが一度使用したことのある薬が基本です。  
特に座薬の使用については医師からの具体的な指示書を提出してください。なお、使用した場合は速やかなお迎えをお願いします。
4. 「熱が〇〇度になったら……」「発作が起こったら……」というように、症状を判断してあたえなければならない場合は保護者の方の判断が必要なため、その都度保護者の方に確認の連絡を入れることになります。連絡が取れない場合は対応できません。
5. 持参する薬について  
① 薬については「薬確認票」を添付してください。  
② 使用する薬は1回分ずつに分けて、当日分のみを持参してください。  
③ 袋や容器にお子さんの名前を記入してください。  
④ 必ず職員に手渡しをしてください。  
⑤ 薬の空袋・容器は、確認の意味でそのまま保護者にお返しします。
6. 薬の終了時について  
薬が必要でなくなった場合は、与薬終了届を提出して頂きます。

### 別途

1. 気管支拡張剤（テープタイプ）が必要な場合、テープにお子さんの名前を記入し、着替えの脱着で取れないように上から絆創膏を貼ってください。確認もありますので、登園時に保育士にお伝えください。また貼っている時には、水遊び、プール遊びは不可となります。
2. 夏場に虫よけ剤スプレー等は、保育園ではお子さんに使用しません。子どもは掻き壊してしまいますので、お家でお子さんや衣類（着替えにも）にしっかり虫よけ対策をし、肌のケアをしてから登園してください。



登校・登園・登室許可証（医療機関が記入）

足立区医師会  
足立区  
足立区教育委員会

医師が記入した登校・登園・登室許可証が必要な感染症

○印	病名	登校・登園・登室停止期間
1	麻疹（はしか）	解熱後、3日を経過するまで
2	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
3	水痘（水ぼうそう）・带状疱疹（※）	すべての発しんがかさぶたになるまで
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（乳児から幼児については3日※②）を経過するまで
6	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
7	結核	感染の恐れがなくなるまで
8	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消失した後2日を経過するまで
9	流行性角結膜炎（はやり目）	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
10	急性出血性結膜炎	医師の判断がでるまで
11	腸管出血性大腸菌感染症（O-157）	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
12	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで

※① 第2種感染症の対象ではない。

※② 乳児から幼児については、ウイルス排泄が長期に及ぶため登園基準を「解熱した後3日を経過するまで」とする。

(提出先) 竹の塚北保育園

組 氏名

出席停止期間 月 日から 月 日まで

年 月 日から 登園 してもよいことを証明します

医療機関名 医師名 印

切り取り

登校・登園・登室届（保護者が記入）

足立区医師会  
足立区  
足立区教育委員会

医師から登校・登園・登室可能と判断を受けた上で保護者が記入した届が必要な感染症

○印	病名	登校・登園・登室のめやす
1	手足口病	症状が改善し全身状態が良好
2	溶連菌感染症	治療開始後24時間経過し、全身状態が良好
3	伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良好
4	感染性胃腸炎	医師の判断がでるまで
5	ヘルパンギーナ	全身状態が良好
6	マイコプラズマ肺炎	症状が改善し全身状態が良好
7	RSウイルス感染症	症状が改善し全身状態が良好

(提出先) 竹の塚北保育園

組 児童 氏名

受診した病院名

通院した期間 月 日～ 月 日 登園 可能と判断された日 月 日

上記の通り相違ありません

年 月 日 保護者名 印

平成27年4月1日改定



### 【インフルエンザ出席停止期間の基準】

- ・ 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（乳幼児については3日）を経過するまで。
- ・ 網掛け部分は出席停止の日。

学校・学童室	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		登校再開可能	→	
例2	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校再開可能	→	
例3	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校再開可能	→

就学前施設	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園再開可能	→	
例2	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園再開可能	→
例3	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園再開可能

就学前施設・・・幼稚園・認定こども園・認可保育園・小規模保育施設・認証保育所・保育ママ

※ 解熱した後も呼吸器症状(咳・鼻水等)が続く場合は、主治医の診察を受けてから登校・登園・登室してください。

【記入例】インフルエンザ ※例1の場合2/7から、例2の場合学校・学童室は2/7から、就学前施設は2/8から出席可能

発症からの日数	0日目(発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	/
その日の最高体温	38.6	37.9	37.8	36.5	36.2	36.2	36.5	36.4	
解熱した日 症状軽快した日 (○を記入)			○ 例1	○ 例2					

注意！解熱した当日だけ○をつけてください(例1か例2どちらかになります)。

例1 2/3朝熱があつたが、午後熱が下がった(平熱になった)場合

例2 2/3就寝時まで熱があつたが、2/4起床時熱が下がっており、その後発熱はない場合

### 【新型コロナウイルス感染症出席停止期間の基準】

- ・ 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。
- ・ 無症状の場合は、検査日から5日を経過するまで。
- ・ 網掛け部分は出席停止の日。

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症	症状継続	症状継続	症状軽快	症状軽快後1日目		登校登園登室再開可能	→	
例2	発症	症状継続	症状継続	症状継続	症状継続	症状軽快	症状軽快後1日目	登校登園登室再開可能	→
例3	無症状 検査陽性	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	登校登園登室再開可能	→	

※無症状で検査陽性の後、発症した場合は、改めて医療機関へ受診するとともに、登校・登園・登室について相談してください。

【記入例】新型コロナウイルス感染症 ※例1の場合2/7から、例2の場合2/8から出席可能



発症からの日数	0日目(発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	/
その日の最高体温	37.6	37.7	36.5	36.6	36.4	36.5	36.3	36.4	
解熱した日 症状軽快した日 (○を記入)				○ 例1		○ 例2			

注意！症状が軽快した日だけに○をつけてください。

主な症状(熱だけでなく咳・鼻水・のどの痛み等)が軽快した日に○をする



\* 保育所における感染症ガイドライン（厚生労働省発行）より、「登園を控えるのが望ましい場合」「保育が可能な場合」の対応方法を症状別に抜粋しますので、朝の健康観察や登園の目安の参考にしてください。

症状	登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合
発熱の時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 発熱期間と同日の回復期間が必要</li> <li>• 朝から 37.5℃を超えた熱とともに元気がなく機嫌が悪い</li> <li>• 食欲がなく朝食、水分が摂れていない</li> <li>• 24 時間以内に解熱剤を使用している</li> <li>• 24 時間以内に 38℃以上の熱が出ていた</li> <li>* 1 歳以下の乳児の場合、平熱より 1℃以上高いとき（38℃以上あるとき）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 前日 38℃を超える熱が出ていない</li> <li>• 熱が 37.5℃以下で元気があり機嫌や顔色もよい</li> <li>• 食事や水分が摂れている</li> <li>• 発熱を伴う発疹が出ていない</li> <li>• 排尿の回数が減っていない</li> <li>• 咳や鼻水を認めるが悪化していない</li> <li>• <u>24 時間以内に 38℃以上の熱が出ていない</u></li> </ul>
下痢の時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 24 時間以内に <u>2 回以上の水様便</u>がある</li> <li>• 食事や水分を摂ると下痢がある</li> <li>• 下痢に伴い、体温がいつもより高めである</li> <li>• 朝、排尿がない</li> <li>• 機嫌が悪く、元気がない</li> <li>• 顔色が悪くぐったりしている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>感染のおそれがないと診断されたとき</u></li> <li>• 24 時間以内に 2 回以上の水様便がない</li> <li>• 食事、水分を摂っても下痢がない</li> <li>• 発熱が伴わない</li> <li>• 排尿がある</li> </ul> 
嘔吐の時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 24 時間以内に <u>2 回以上</u>の嘔吐がある</li> <li>• 嘔吐に伴い、いつもより体温が高めである</li> <li>• 食欲がなく、水分も欲しがらない</li> <li>• 機嫌が悪く、元気がない</li> <li>• 顔色が悪くぐったりしている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>感染のおそれがないと診断されたとき</u></li> <li>• 24 時間以内に 2 回以上の嘔吐がない</li> <li>• 発熱がみられない</li> <li>• 水分摂取ができ食欲がある</li> <li>• 機嫌がよく元気で、顔色も良い</li> </ul>
咳の時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 前日に発熱がなくても</li> <li>• 夜間しばしば咳のために起きる</li> <li>• 喘息や呼吸困難がある ・呼吸が速い</li> <li>• 37.5℃以上の熱を伴っている</li> <li>• 元気がなく機嫌が悪い</li> <li>• 食欲がなく朝食・水分が摂れない</li> <li>• 少し動いただけで咳が出る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 前日 38℃を超える熱は出ていない</li> <li>• 喘息や呼吸困難がない</li> <li>• 続く咳がない</li> <li>• 呼吸が速くない</li> <li>• 37.5℃以上の熱を伴っていない</li> <li>• 機嫌がよく、元気がある</li> <li>• 朝食や水分が摂れている</li> </ul>
発疹の時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 発熱とともに発疹があるとき</li> <li>• 今までになかった発疹が出て、感染症が疑われ、医師より登園を控えるよう指示されたとき</li> <li>• 口内炎のため食事や水分が摂れないとき</li> <li>* とびひの場合、患部を覆えないときや浸出液が多く他児への感染のおそれがあるとき、かゆみが強く手で患部を掻いてしまうとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>感染のおそれがないと診断されたとき</u></li> </ul> 

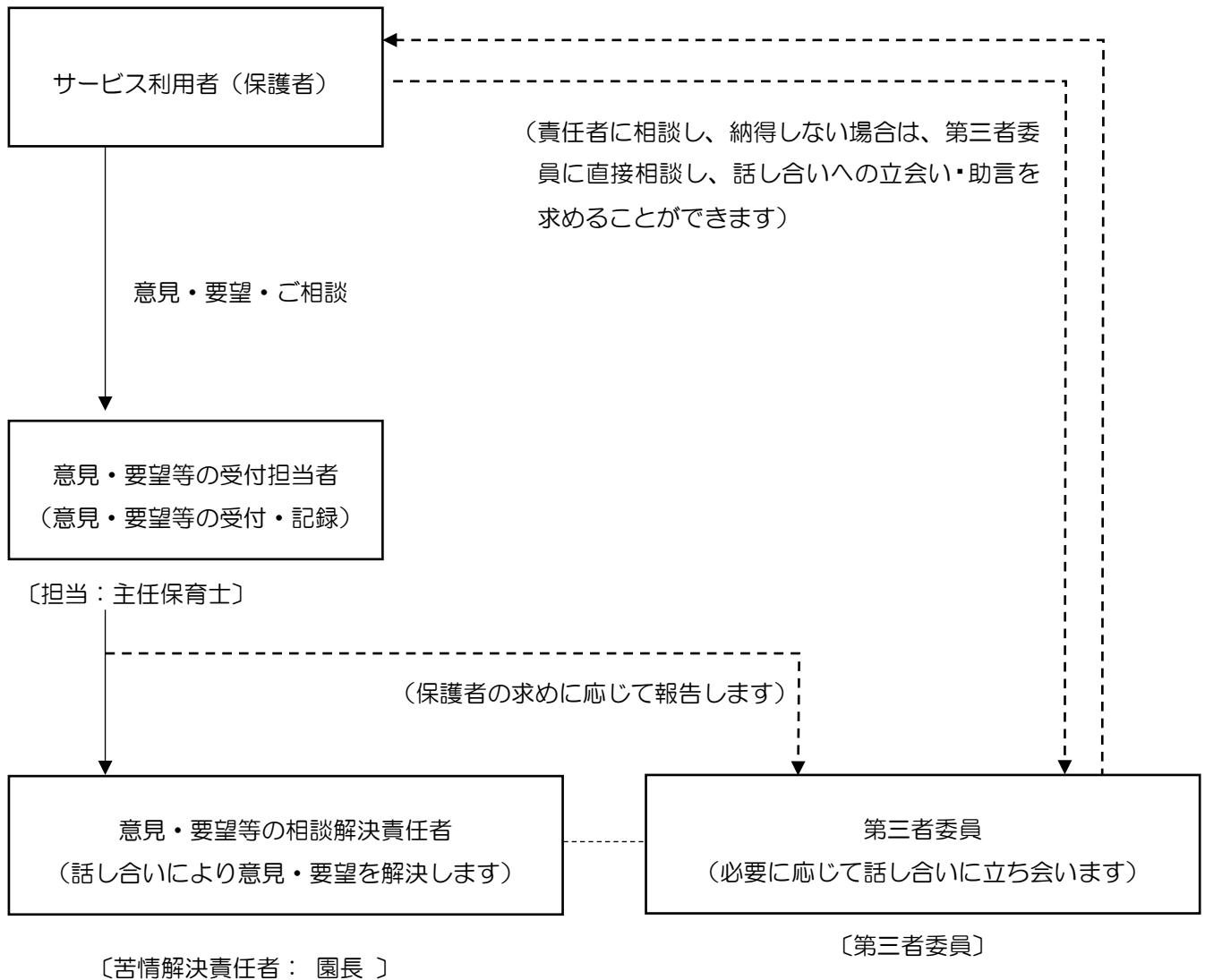
\* 「いつもと様子がちがう」体調不良のサインかもしれません。体調が悪い時は早めに病院を受診し、無理をしないようにしましょう。

## ご意見・ご相談・ご要望対応窓口の設置

◇乳幼児期は人間として育つ最も大切な時期です。この人格形成の大切な時期を家庭と保育者が信頼関係を確立して、共に育児を進めていくことが大切です。

保育園では保護者からのご意見・ご相談・ご要望を受け付けていますので、何かございましたら、保育園にご相談ください。

また、すみやかな解決に社会性や客観性を確保し、保護者の立場や状況に配慮した適切な対応を図るために、第三者委員を設置しています。



プライバシーを守るために

- ◆保護者の電話番号等、個人情報とは公開していません。
- ◆第三者の方による保育の状況、そして、保護者やご家庭についての問い合わせには応じません。



## 社会福祉法人三樹会 竹の塚北保育園における個人情報保護について

社会福祉法人三樹会ならびに竹の塚北保育園は、園児および保護者・家庭に関する個人情報の取扱いについて『個人情報の保護に関する法律』（以下『個人情報保護法』と呼ぶ）及び関連法令等を遵守し、下記の方針に基づいて個人情報の保護に努めます。

### <基本理念>

1 竹の塚北保育園（以下「当園という」）では、『個人情報保護法』第三条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱う全ての者が、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図ります。

### <個人情報の利用目的>

2 当園では、保護者より口頭もしくは文書により提出を受けて得た個人情報、また日々の保育業務を通し得た個人情報を『児童福祉法』及び厚生労働省編『保育所保育指針』が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

3 監督官庁への各種届出、法律に定めるところの必要書類作成、各種募集など、情報主体の利益享受及び権利の行使に必要と認められる場合は、正当な目的に限り使用します。

### 4 利用目的

- ① 園児の保育サービス事業を提供していくうえで必要なため
- ② 園児に関わる保育計画等の立案や円滑な保育サービスを提供していくために実施する職員会議等への情報提供のため
- ③ 保育内容の質を向上させていくための会議等において個々の情報を必要とするため
- ④ 公的機関、医療機関等との連絡調整や嘱託医の意見を求める必要がある場合
- ⑤ 園児の健康状況、生活状況を把握し健康、安全な生活ができる環境を提供するため
- ⑥ 乳幼児などの保育に関する相談に対し、助言、指導が必要な際の情報提供のため
- ⑦ 園児の安全かつ発育、発達に即した食事提供のため
- ⑧ 会計・経理等保育園の管理運営上必要な場合
- ⑨ 園のホームページ及びパンフレット掲載の写真使用(施設利用期間に準じない)
- ⑩ その他のサービスの提供及び広報活動で必要な場合(施設利用期間に準じない)
- ⑪ 上記各号に関わらず、緊急を要するときの連絡等の場合(卒園後も含む)
- ⑫ 転園先または兄弟姉妹が在籍する小学校や他の特定保育・保育施設等との連絡調整や地域子ども子育て支援事業者等を行う者、その他の機関（警察、児童相談所等）から子どもに関する情報を求められた場合

### <収集する個人情報の種類>

5 当園では園児を保育するにあたり、児童票・家庭調査票・健康診断記録（票）・緊急連絡調査票・勤務証明書など必要最低限の情報は収集させていただきます。

6 個人情報の提供を依頼する時は、その収集目的、提供拒否の可否を明確にし、適正に使用します。

### <個人情報の第三者への提供の制限>

7 当園では『個人情報保護法』第23条に規定されている下の各号の該当する場合を除いて、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報（個人データ）を提供することはありません。

- 8 ① 法令に基づく場合（統計調査・「保育所児童保育要録」等）
- ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合（事故の際の安否情報など）
- ③ 公衆衛生の向上または園児の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合（児童虐待情報など）
- ④ 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（犯罪捜査の協力等）

### <個人情報の管理>

9 当園は、利用する個人情報(個人データ)を正確かつ最新に保つように努めるとともに、漏洩滅失、または毀損の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失った個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、確実かつ速やかに消去するものとします。

#### <個人情報の開示・訂正・利用停止・消去>

10 当園は、保護者がその子ども、その家庭および自身の個人情報(個人データ)の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを十分に認識し、これらの要求がある場合には、法令に従って速やかに対応します。

なお、苦情についても適正に対応します。

11 開示には、本人(保護者)確認させていただきます。

#### <個人情報の開示の範囲>

12 当園の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合は、非開示とします。

#### <個人情報の使用>

13 当園は、当園発行のパンフレット、ホームページなどへの個人情報の使用に際しましては、掲載されている方の安全に留意するとともに、情報主体の方の意見を尊重し、使用制限の申し出があった時は、合法的な方法、範囲で対応を行います。

#### <個人情報の保護の安全管理措置>

14 お預かりした個人情報は、当園の規定に沿って全職員に周知徹底し、安全に管理するよう努めております。職員やその関係者は、職務上知りえた個人情報に対して、就業中もとより離職後も含め守秘義務を厳守致します。

#### <個人情報保護体制の継続的改善>

15 当園は、この「竹の塚北保育園における個人情報保護方針」を実行するため、職場内研修・教育の機会を通じて全職員に周知徹底させて実行、かつ継続的に改善することによって常に最善の状態を維持します。

#### <附則>

この方針は 2012 年 4 月 1 日より実施します。

この方針は 2019 年 4 月 1 日より実施します。

この方針は 2021 年 4 月 1 日より実施します。

## 家庭へのお願い



### 【登・降園】

- 遅刻、欠席のご連絡は、**9時まで**にお願いします。
- 車での送迎の際は近隣のパーキングをご利用ください。**路上駐車・園舎前の道路への駐車はおやめ下さい。近隣の迷惑となり、また登降園する園児に危険が及びます。**
- 危険防止のため**門・扉の開閉は、保護者が行い**、付近にいるお子さんには、十分に気をつけ速やかにお閉め下さい。また、必ず扉を閉めたことを、ご確認ください。長時間開いていますと、事務室でアラートが鳴りますのでご承知おきください。
- 登園時まで、コドモンの『連絡帳』（さくらんぼ・いちご・みかん組は保護者からの連絡欄、幼児組は検温）は必須ですので入力してください。
- お迎えの方が予定と変わる場合、必ずご連絡下さい。（連絡がない場合は引き渡せません。）  
※初めて来られる方には、身分を証明するものを持参いただき確認させていただきます。  
※高校生未満のお迎えは、原則として認められません。
- 園でお子様が悪くなった時や暴風雨、その他の災害の時は、早くお迎えをお願いすることがあります。
- お迎え後は、園児が園庭遊具で遊ぶことなく速やかに降園して下さい。また、門を出るときは、お子さんと手をつないでください。
- 園からの連絡〔コドモン、プリント類〕は、必ず目を通して提出を必要とするものなどは期日を守って下さい。
- 7:00～7:29 及び 18:31 以降のお迎えの方は玄関から入り、**必ずタイムカードを押してください。**（防犯対策の為、西門は施錠します。）

### 【健康】

- 毎朝、必ず検温**をしてから登園してください。
- お子さんの様子がいつもと違うときは、必ず登園時に直接口頭で保育士にお知らせください。なお、保育中に発熱したり、体調が悪くなったりしたときはすぐご連絡します。
- 具合の悪いときは無理をさせないようにしましょう。感染症の疑いがある場合は、登園を見合わせ、必ず受診してください。
- 早寝、早起き、朝ごはんの習慣をつけましょう。
- 排便は、できるだけ朝するように習慣づけていきましょう。
- 疾病の集団発生を未然に防ぐため、予防接種を受けましょう。

### 【服装】

- 動きやすく、脱ぎ着しやすく、清潔なものを着せましょう。
- 靴は足に合ったサイズで、歩きやすいものを履かせましょう。

### 【しつけ】

- 子どもは友達とかかわり合っあそぶ中で、様々なことを学びます。思いどおりにならないことからのトラブルも、大切な経験だということをご理解ください。
- 子どもができることは、自分でするように習慣づけましょう。

### 【その他】

- 持ち物には、すべて名前を書いてください。
- 保育時間中の電話による担任保育士の呼び出しは、ご遠慮ください。







園舎図

